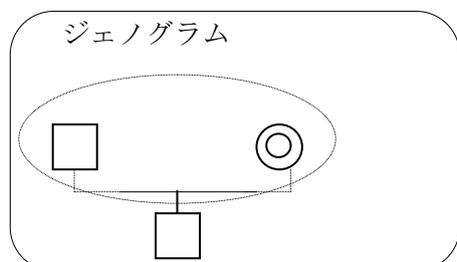


高齢者世帯におけるDV

- 人権キーワード：DV、高齢者
- 相談者：女性（60歳代後半、無職）
- 家族状況
 - 夫（70歳代前半）
 - 長男（40歳代前半）



■相談の主訴

長年の夫からの暴力

■相談の経路

警察からDVシェルターへの入所（保護）依頼があり、本人と相談を実施

■相談内容等

妻である相談者が2～3日帰ってこないことから、夫が警察署に捜索願を出す。警察官がよく相談者が行くというショッピングセンターやパチンコ店を探し、相談者を発見。警察官が署内において聞き取りをする中で、相談者の顔や腕に殴られたような傷跡や円形脱毛があることがわかり、理由を尋ねると「夫から暴力を受けた」と話す。話を聞いた警察官が夫のところには帰せないと考え、DVシェルターに入ることを前提に人権担当課に連絡がある。

相談者は結婚してから約50年の間、夫からの暴言や暴力に耐えてきたが、そういうものだと思っていたようである。夫からの暴力でやりきれないときには、家出のように2～3日どこかに泊まりに行ったり、買い物やパチンコをして憂さ晴らしをしたりしていたようである。今回も「少しの間、家を空けると夫は一人では何もできない人なので、反省するだろうと思って家を出た」ということである。

シェルターでの保護について女性相談センターと連携し、シェルターについての説明を行うと、保護について同意する。しかし、相談者に糖尿病やC型肝炎等の持病があることがわかり、医療的支援の必要性から、女性相談センターでは一時保護はできないと判断する。そこで、相談者が少しのお金なら持っているということから、市の施策も活用し、民間のシェルターを利用することになる。

相談者は、結婚してから何度も暴力を受けており、離婚したいと思ったことはあったが、夫婦というものはそういうものだと思わされていたのか、相談者がそう思っていたのかはわからないが、離婚に至るまでにはなっていない。また、もともと実家の反対を押し切った結婚であったため、そのことも離婚に踏み切れない一因であった。夫は暴力的なところもあるが、息抜きすればいいとお金を渡して買い物やパチンコに行くことを容認していたようで、相談者はそれに対し、夫のお金を使っていて申し訳ないと後ろめたさを感じている。また、離婚をすることでこれまで使用したお金を請求されるのではないかという不安があり、無職であることから、生活を送っていくことは無理であると考えている

ことがわかる。長男は結婚して別に暮らしている。また、夫から長男への暴言や暴力も幼少のころから日常的にあったため、両親とは関わりたくないという思いを持っており、連絡はあまり取れていないとのことである。

■対応

相談対応をする中で相談者自身が自分のDV被害について認識するようになり、保護を希望するようになる。当初は離婚や保護に消極的であったが、年金分配ができることや財産分与、夫のお金であっても使える分があることを知った時点で、離婚と保護を希望する気持ちがはっきりしていく。相談者の承諾のもと長男夫婦に連絡を取り、状況を伝達する。当初は父を怖がって関わりを拒んだが、母（相談者）が離婚する気持ちのあることや相談機関が間に入っていることがわかり、協力をするようになる。人権担当課が弁護士の出張相談を調整し、長男夫婦の経済支援も受け、離婚の運びとなる。相談者の母が故郷で一人生活をしているため、一緒に暮らすことを決断する。

■評価および今後の課題

長年のDVに対し、相談を通して被害者の意識を変えていくことは重要な関わりといえる。時間がかかり、相談支援を重ねて対応することも珍しくない。本事例のひとつのポイントは、離婚時の財産分与や生活について相談者が理解した事にあると思われる。DV保護の際には、保護をした後の生活がどれだけ想像できるかということが重要である。その中で、相談者が理解して安心した上で、保護の決断に向かっていくことができる。

また、長男夫婦との連携については、相談者夫婦（両親）との関係を遮断している状況であったことから当初難航したようであったが、関わりの中で関係性を構築し、実際に支援者として動いてもらっている。今後、相談者の生活は高齢者同士の生活となるため、介護や医療サービスの必要性などもあり、移り住む地域への支援の引き継ぎをすることも重要だと思われる。

■連携が想定される資源

医療機関
長男夫婦
弁護士
女性相談窓口などのDV相談窓口
警察

■利用が想定されるサービス

DV防止法